

## 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

### 1. 案内情報

手 続 名：住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等に関する許可手続

手 続 根 拠：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第67条第1項

手 続 対 象 者：住宅街区整備事業の施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は重量が5トンをこえる物件の設置若しくはたい積を行おうとする者

提 出 時 期：組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分の公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき

提 出 方 法：  
手 数 料：  
添付書類・部数：  
申 請 書 様 式：  
記載要領・記載例：

} 都道府県知事等が定める方法により許可申請を行う

### 2. 窓口情報

提 出 先：都道府県等の住宅街区整備事業担当課

受 付 時 間：都道府県等の住宅街区整備事業担当課にお問い合わせ下さい

相 談 窓 口：同上

### 3. 手続情報

審 査 基 準：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第67条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第26条

標 準 処 理 期 間：都道府県等の住宅街区整備事業担当課にお問い合わせ下さい

不 服 申 立 方 法：行政不服審査法の規定による